

## 障害を持つ米国市民のための法令

告示

## 差別禁止

社会福祉部は政府が主催する活動やプログラムやサービスの提供を希望する者が障害者という理由で差別しません。また社会福祉部は障害者の就業を妨げません。

この告示は1990年の障害を持つ米国市民の法令(ADA)のタイトル2を2008年に修正したものに基づいています。

この法令に関する質問、疑問、苦情、または更なる情報を希望する場合は社会福祉部の人権の苦情処理係やコーディネーターにお問い合わせ下さい。

名前： ジェニーバ ワッツ  
役職： 人権の苦情処理スタッフ  
オフィス住所： 1390 Miller Street, Room 214  
Honolulu, Hawaii 96813  
Eメール： [gwatts@dhs.hawaii.gov](mailto:gwatts@dhs.hawaii.gov)  
電話番号： 586-4955(voice) 586-4962 (TDD)  
勤務時間： 月曜日から木曜日(祝日を除く)  
7:45amから4:30pm

社会福祉部が主催するプログラムやサービスに参加する上で通訳者や補助品が必要な場合はスタッフ、責任者、または苦情処理スタッフの事務所に必要の旨をお伝え下さい。

この告示は拡大文字、録音、点字などで事務所から入手できます。